平成２７年（フ）第４９４２号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番７－111号、前住所大阪市西区西本町２丁目５番23－510号
債務者　早川　　博
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５３号
大阪府寝屋川市石津東町28番13号
債務者　長束美佐子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７０号
大阪府東大阪市御厨２丁目３番21号ピュアハイツナカザワ　202
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９４号
大阪市此花区伝法１丁目１番１－825号
債務者　野中　正一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７３号
大阪府豊中市刀根山２丁目３番30号
債務者　山端　敦子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１２５号
大阪府摂津市鳥飼西３丁目12番１－101号ハイツションブリアン
債務者　大村光江こと大村光枝こと　汪　　光枝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４８号
大阪市淀川区十三東１丁目２番19号セゾン東之町　403号
債務者　田村　順子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７１号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12－811号
債務者　松山　俊次
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７８号
大阪府茨木市別院町７番16号　ハイツカメリア306号
債務者　松下ひろみ（旧姓荻山）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０９号
大阪府東大阪市島之内１丁目１番９－102号
債務者　白川　由紀（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１３号
大阪府寝屋川市東神田町21番１－106号
債務者　臼井　輝彦
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２６号
大阪府高槻市東和町16番４号
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４０号
大阪府東大阪市若江東町４丁目６番６号
債務者　内川　　健
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４１号
大阪府東大阪市若江東町４丁目６番６号
債務者　内川　るり
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５１号
大阪府豊中市中桜塚３丁目５番30－301号、前住所大阪府豊中市曽根南町２丁目８番26－401号
債務者　森長　昭雄
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県丹波市春日町野村2159番地５
債務者　松本さよ子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県加東市岡本325番地２
債務者　平井　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所社支部